

オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議設置要綱改正案対照表

現行	改正案
<p>オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議設置要綱</p> <p>1 設置目的 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）」第9条に基づき、被害者の保護が適切に行われるよう、関係機関が相互に連携しながら協力するため、「オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。</p> <p>2 協議事項等 連絡会議は、次の事項について情報交換並びに協議を行うものとする。 (1) 配偶者暴力防止法に基づく被害者の保護に関すること (2) その他被害者の保護を行う上で必要な事項</p> <p>3 開催回数 連絡会議の開催回数は、年1回を原則とする。 ただし、日常的な連携については、この限りではない。</p> <p>4 構成 連絡会議は、別表に定める機関をもって構成する。</p> <p>5 運営 連絡会議は、北海道オホーツク総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長が召集し、主宰する。</p> <p>6 事務局 連絡会議の事務局は、北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課に置く。</p> <p>7 見直し期限 連絡会議は、令和3年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、連絡会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則 この要綱は、平成14年8月27日から施行する。 この要綱は、平成16年7月7日から施行する。 この要綱は、平成17年7月20日から施行する。 この要綱は、平成18年7月5日から施行する。</p>	<p>オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議設置要綱</p> <p>1～6 変更なし</p> <p>7 見直し期限 連絡会議は、令和5年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、連絡会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則 この要綱は、平成14年8月27日から施行する この要綱は、平成16年7月7日から施行する。 この要綱は、平成17年7月20日から施行する。 この要綱は、平成18年7月5日から施行する。</p>

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成23年12月6日から施行する。
 この要綱は、平成24年11月27日から施行する。
 この要綱は、平成28年11月30日から施行する。
 この要綱は、平成29年12月5日から施行する。
 この要綱は、令和3年3月9日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成23年12月6日から施行する。
 この要綱は、平成24年11月27日から施行する。
 この要綱は、平成28年11月30日から施行する。
 この要綱は、平成29年12月5日から施行する。
 この要綱は、令和3年3月9日から施行する。
この要綱は、令和4年12月7日から施行する。

(別表)

オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議構成機関

(別表)

オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議構成機関

区分	構成機関・団体名
市	北見市
	網走市
	紋別市
	美幌町
	津別町
	斜里町
	清里町
町	小清水町
	訓子府町
	置戸町
	佐呂間町
	遠軽町
	湧別町
	滝上町
村	興部町
	西興部村
	雄武町
	大空町
社会福祉協議会	社会福祉法人北海道社会福祉協議会 網走地区事務所

区分	構成機関・団体名
市	変更なし
	変更なし
町	変更なし
	変更なし
村	変更なし
	変更なし
	変更なし
	変更なし
社会福祉協議会	変更なし

現行

民生委員	北海道民生委員児童委員連盟 オホーツク支部
	北見市民生委員児童委員協議会
	北海道民生委員児童委員連盟網走市支部
	紋別市民生委員児童委員連絡協議会
シェルター	ウィメンズ・きたみ
教 育	オホーツク管内校長会
	北海道高等学校長協会オホーツク支部
	北海道特別支援学校長会オホーツク支部
保育所	網走地区保育協議会
幼稚園	北見地方私立幼稚園連合会
福祉施設	北光学園
	子ども家庭支援センター・オホーツク
	北海道家庭学校
	きたみ学園
	ひまわり学園
児童支援団体	CAPオホーツク
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
警 察	北海道警察北見方面本部
	北海道北見方面北見警察署
	北海道北見方面遠軽警察署
	北海道北見方面網走警察署
	北海道北見方面美幌警察署
	北海道北見方面斜里警察署
	北海道北見方面紋別警察署
	北海道北見方面興部警察署
医 師 会	一般社団法人北見医師会
	紋別医師会

改正案

民生委員	変更なし
	変更なし
	変更なし
	変更なし
シェルター	<u>一般社団法人ウィメンズ・きたみ</u>
教 育	変更なし
	変更なし
	変更なし
保 育 所	変更なし
幼 稚 園	変更なし
福祉施設	変更なし
	変更なし
	変更なし
	変更なし
	変更なし
児童支援団体	変更なし
<u>NPO法人</u>	<u>特定非営利活動法人ワークフェア</u>
警 察	変更なし
	変更なし
医 師 会	変更なし
	変更なし

現行

	遠軽医師会
	一般社団法人美幌医師会
	一般社団法人網走医師会
	北見歯科医師会
看護協会	北海道看護協会北網支部
	北海道看護協会遠紋支部
法務局	釧路地方法務局北見支局
	旭川地方法務局紋別支局
人権擁護委員	北見人権擁護委員協議会
	紋別人権擁護委員協議会
検察庁	釧路地方検察庁網走支部
	釧路地方検察庁北見支部
地方裁判所	釧路地方裁判所北見支部
	釧路地方裁判所網走支部
	旭川地方裁判所紋別支部
家庭裁判所	釧路家庭裁判所北見支部
	釧路家庭裁判所網走支部
	旭川家庭裁判所紋別支部
法テラス	日本司法支援センター旭川地方事務所
	日本司法支援センター釧路地方事務所
弁護士会	釧路弁護士会
職業安定所	北見公共職業安定所
	紋別公共職業安定所
	網走公共職業安定所
オホーツク総合振興局	保健環境部社会福祉課
	保健環境部保健行政室企画総務課
	保健環境部北見地域保健室企画総務課
	保健環境部紋別地域保健室企画総務課

改正案

	変更なし
	変更なし
	変更なし
	変更なし
看護協会	変更なし
	変更なし
法務局	変更なし
	変更なし
人権擁護委員	変更なし
	変更なし
検察庁	変更なし
	変更なし
地方裁判所	変更なし
	変更なし
	変更なし
家庭裁判所	変更なし
	変更なし
	変更なし
法テラス	変更なし
	変更なし
弁護士会	変更なし
職業安定所	変更なし
	変更なし
	変更なし
オホーツク総合振興局	変更なし
	変更なし
	変更なし
	変更なし

現行

児童相談所	北海道北見児童相談所地域支援課
教育局	北海道教育庁オホーツク教育局
事務局	北海道オホーツク総合振興局 保健環境部環境生活課

改正案

児童相談所	変更なし
教育局	変更なし
事務局	変更なし